

一般社団法人 日本協同組合連携機構 定款

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 3 月 27 日

平成 30 年 3 月 29 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本協同組合連携機構 (以下「JCA」という。) と称し、英文では、Japan Co-operative Alliance と表示する。

(事務所)

第 2 条 JCA は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 JCA は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 JCA は、協同組合の健全な発展を図るとともに、地域のよりよいくらし・仕事づくりへ貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 JCA は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林水産業・購買・販売・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅等の協同組合間連携の促進に関する事業
- (2) 農林水産業・購買・販売・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅等の協同組合に係る理論及び法制度等に関する政策提言・広報
- (3) 農林水産業・購買・販売・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅等及びこれらの協同組合に係る教育・調査研究
- (4) 前各号に関連する研究会及び研修会の開催並びに業務の受託並びに情報受発信等
- (5) その他 JCA の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(構成員)

第 5 条 JCA の会員は、次の 3 種とし、第 1 号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下この定款において「一般法人法」という。) 上の社員とする。

(1) 第1号会員

全国の地域を地区とする法人及び団体であって、JCAの目的に賛同して入会した次のいずれかに該当する者

イ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、労働金庫法（昭和28年法律第227号）、信用金庫法（昭和26年法律第283号）及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）に基づき設立された法人

ロ イに掲げる法律（農林中央金庫法を除く。）に基づき設立された法人を主たる構成員とする法人（イに掲げる者を除く。）及び団体

ハ 総会において第1号会員として加入を適当と認められた法人及び団体（イ及びロに掲げる法人及び団体を除く。）

(2) 第2号会員

前号に掲げる者のほか、都道府県若しくは複数の都道府県を地区とする法人及び団体であって、JCAの目的に賛同して入会した次のいずれかに該当する者

イ 前号イに該当する法人

ロ 前号ロに該当する法人及び団体

ハ 理事会において加入を適当と認められた法人及び団体（イ及びロに掲げる法人及び団体を除く。）

(3) 第3号会員

前2号に掲げる法人及び団体のほか、JCAの目的に賛同して入会した次のいずれかに該当する者

イ 第1号のイに該当する法人

ロ 第1号のロに該当する法人及び団体

ハ 理事会において加入を適当と認められた法人及び団体（イ及びロに掲げる法人及び団体を除く。）

（会員の資格の取得）

第6条 JCAの会員になろうとする者は、次に掲げる書類を加入申込書に添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 定款又はこれにかわるべき規程

(2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他理事会が必要と認めた書類

（会費）

第7条 第1号会員は、JCAの事業活動に経常的に生じる費用に充てる

ため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 第2号会員及び第3号会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) JCAの定款その他の規則に違反したとき
- (2) JCAの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する会員たる資格を喪失したとき
- (2) 第7条の会費支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 第1号会員の総員が同意したとき
- (4) 当該会員が解散し、又は破産手続開始の決定があったとき

(届出)

第11条 会員は、その名称又は代表者の氏名又は住所の変更があったときは、遅滞なく、その旨をJCAに届け出なければならない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての第1号会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 第5条(1)ハに規定する第1号会員たる資格の承認及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (4) 会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた

事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総第1号会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 第1号会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総第1号会員の議決権の過半数を有する第1号会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総第1号会員の半数以上であって、総第1号会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数をそれぞれ上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から賛成数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使、書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない第1号会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人による方法又は書面による方法により議決権を行使することができる。

2 前項の規定により代理人により議決権を行使する場合には、第1号会員又は代理人は、代理権を証明する書面をJCAに提出しなければならない。

3 第1項の規定により書面による議決権を行使する場合には、

議決権行使書面に必要な事項を記載して総会の日の前日の業務時間の終了時まで、JCA に提出しなければならない。

4 前項の規定により書面によって行使した議決権は、出席した第1号会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長又は出席会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人1名以上及び出席した代表理事が前項の議事録に記名押印する。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は第1号会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき第1号会員の総員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が、第1号会員の総員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき第1号会員の総員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 JCA に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上17名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 JCA に、会計監査人を置く。

3 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務とし、4名以内を常務とすることができる。

4 前項の会長、副会長及び専務をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務を含む4名以内を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事である会長、代表理事である副会長、代表理事である専務、常務及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、JCA を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、JCA の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、JCA の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、JCA の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の定時総会において別段の決議がされなかったときは、その定時総会において再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任す

ることができる。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人の報酬等は、代表理事が監事の同意を得てこれを定める。
(代表理事に欠員を生じた場合の措置)

第31条 第23条第4項に定める代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 JCAに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) JCAの業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事である会長、代表理事である副会長、代表理事である専務、常務及びその他の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べた場合を除き、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事若しくは会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理

事に報告することを要しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 諮問機関等

(代表者会議)

第 40 条 JCA の事業の推進に会員の意向を反映させるため、JCA に代表者会議を設置する。

2 代表者会議は、JCA の第 1 号会員の代表者等をもって構成する。

3 代表者会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(委員会)

第 41 条 JCA の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、課題毎に委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(研究顧問)

第 42 条 JCA の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、研究顧問をおくことができる。

2 研究顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 JCA の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 JCA の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、代表者会議での審議並びに理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 JCA の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号の書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受け

なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第46条 JCAは、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 JCAは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 JCAが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 JCAの公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、平成25年4月1日から施行する。
2. 改正の定款は、平成29年4月1日から施行する。
3. 平成29年度第4回臨時総会第1号議案で議決した改正の定款は、

- 平成 30 年 3 月 29 日から施行する。
4. 平成 29 年度第 4 回臨時総会第 2 号議案で議決した改正の定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。